

第5回三条市教育制度等検討委員会会議次第

と き：平成19年11月7日（水）

午後1時30分～

ところ：三条市役所栄庁舎2階201会議室

1 開 会

2 開会のあいさつ

3 協 議

（1）三条市教育制度等検討委員会中間報告（案）について

（2）その他

4 検討委員会の今後の進め方について

5 閉 会

（配布資料）

資料No.1 三条市教育制度等検討委員会中間報告（案）について

資料No.2 教育制度等検討委員会専門部会での協議資料

三条市教育制度等検討委員会中間報告（案）

——小中一貫教育の実現を目指して——

平成19年11月

三条市教育制度等検討委員会

目 次

はじめに	1
1 三条市の学校教育を取り巻く現状と課題	2
(1) 児童生徒の実態	2
(2) 教職員の実態	3
(3) 学校の適正規模や施設整備の現況	3
2 教育制度の検討	4
(1) 6・3制	4
(2) 学期制	5
(3) 学校選択制	6
3 学校規模の適正化及び通学区のあり方	8
(1) 学校規模の適正化が必要な理由	8
(2) 通学区域のあり方	9
4 学校の建て替えと統合計画	10
(1) 教育制度からの視点	10
(2) 子どものための学習環境整備の視点	11
5 まとめ	12
(1) 6・3制から4・3・2区分による小中一貫教育の導入	12
(2) 三条市における小中一貫教育の概要	12
6 最終報告に向けて	17
(1) 国の動向を踏まえた検討	17
(2) 幼稚園・保育所（園）と小学校との連携について	17
(3) 学校の適正規模や施設整備・統廃合に関する事	17

はじめに

三条市では、平成17年5月1日の新市合併を機に策定された「三条市教育基本方針」に基づき、その中で謳われている学校教育の充実について、教育制度を始めとし、学校規模の適正化や教育内容の体系的編成等をいかに具現化し、実施していくかが求められたところです。

このことから、三条市教育制度等検討委員会は、平成19年1月31日に三条市教育委員長から「三条市教育基本方針に基づく教育制度等の検討について（依頼）」を受け、次の事項について、これまでに全体会議のほか、先進地の視察や専門部会での各論の議論を含め9回にわたって協議を行ってまいりました。

<検討依頼事項>

- 1 教育制度に関する事
- 2 学校の適正規模や施設整備・統廃合に関する事
- 3 教育内容の体系的編成に関する事
- 4 上記事項に関連して必要と認められる事項

本検討委員会は、上記事項について検討を行うに際して、現行の6・3制の教育制度のあり方及び学習指導要領を踏まえた教育内容やその方法などについて、ハード・ソフトの両面にわたり根本から幅広く検討を行ってまいりました。

今回の中間報告は、三条市の学校教育について本検討委員会ではどのように考え、検討がなされているのかについてまとめたものです。

本中間報告が、三条市の学校教育のあり方について市民の皆様とともに考える契機となることを願うものです。

1 三条市の学校教育を取り巻く現状と課題

(1) 児童生徒の実態

ア 学力面から

全国標準学力テスト（NRT）の結果をみると、本市の小・中学生は、全国平均をやや上回る傾向が続いています。しかし、中学校入学後に学力が伸び悩み、学年が上がるにつれて全国平均をやや下回る教科も見られます。加えて、上位層と下位層の二極化傾向があるものの、上位層の児童生徒がそれほど多くない傾向が見受けられます。

中学校の英語をみると、中学校1年生では大きく落ち込んでいますが、中学校2年生では、やや持ち直しています。また、全体としては、論述式の問題での無答率が高くなる傾向も現れています。

他にも、三条市には豊かで誇れる文化・歴史・自然等があるにもかかわらず、三条市に対する愛着や誇りが弱いとの指摘もあります。これは、系統的・体系的な地域学習が実施されていないために、必ずしも三条市のよさに気付いていないことなどが理由としてあげられます。

この背景には、各学校で丁寧な指導を積み重ねて基礎学力の徹底において成果はあげているものの、意欲を高め自ら学び自ら考える力の育成や小学校と中学校での学習のやり方や進み方の違いに対応した連携については、各学校や中学校区単位での取組が少しずつ充実してきているが目に見える成果として現れていないと考えられます。

本市では、毎年NRTを実施し学力実態の基礎資料を収集・分析したり、小中の連携を視野に入れた中学校区単位での学力向上プロジェクト事業を展開してきました。具体的には、中学校区単位の教職員が協働で各種調査から学力実態を分析し、明らかにしながら、授業公開を中心とした学力向上に向けた取組を展開しています。また、刃物・ものづくり教育や科学教育推進事業を展開し、児童生徒たちに「ふるさと三条」に愛着を持たせたり、科学に興味を持たせたりしようと取り組んできました。しかし、解決に向けた時間や場の設定等が思うようにできない現状もあり、日常的な取組まで発展せず、根本的な改善が図られないまま今日を迎えています。

イ 生徒指導面から

全国と同じようにいじめ・不登校が中学校1年生になると急激に増加するいわゆる「中1ギャップ」問題が見られ、不登校児童生徒数やいじめの認知件数を見ると小学校は5年生でピークがあり、小学校6年生から中学校1年生になるとその数は急増します。また、基本的な生活習慣が乱れ、人とかかわる力の低下、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症（知的発達の遅れを伴わない自閉症）などの特別な支援を必要とする児童生徒の増加などがほとんどの学校から報告されています。

これらの問題の背景には、児童生徒の心理的・生理的成長が以前より早期化していることや少子化・核家族化等により人間関係が未熟なまま成長することなどがあると考えられます。

これに対し各学校では、いじめ・不登校などの兆候を早期に発見するために生活アンケートなどを実施しながら、組織的に生徒指導を行っています。また、本市では、中学校区で「心と学びの教育フォーラム」を実施し、保護者・地域と一体となった地域ぐるみの取組の推進を図っています。しかし、自分の居場所が見つけられず苦しんだり、傷ついたりしている児童生徒もまだまだ存在しています。総ての児童生徒が希望を持ち、夢や目標に向けて輝く毎日を送れるように全力をあげて取り組んでいかなければならない状況にあります。

(2) 教職員の実態

各学校には、初めて教師になった先生から教職経験の豊かな先生までがおり、教職員の指導力にも差が見られます。そこで、指導の差を少なくするために複数の教師による指導（T・T）や少人数指導を行ったり、校内研修で組織的な指導方法の検討をしたりなど学校全体として教育の質を確保する取組が行われています。

本市では、教職経験年数や職に応じた具体的な指導を計画的に行い、指導力や職能のレベルアップに力を入れてきました。また、中学校区単位で学力向上や豊かな心の育成に組織的に取り組んでいます。今後さらに、自分の学級や教科だけではなく学校全体や中学校区全体の「協働」による質の高い教育活動を展開しようとする教職員の意識改革を図っていく必要があります。

(3) 学校の適正規模や施設整備の現況

ア 児童・生徒数の減少

少子化の影響により、全国的な傾向と同様本市においても、児童生徒数が減少してきており、小学校全24校のうち15校が、中学校全9校のうち7校が12学級未満のいわゆる適正規模に満たない学校となっています。

-
- 1 LD…（Learning Disabilities の略）学習障害とは、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、また推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態をいう
 - 2 ADHD…（Attention Deficit / Hyperactivity Disorder の略）注意欠陥 / 多動性障害とは、年齢あるいは発達にみあわない不注意、多動性、衝動性のために著しく困る状況をいう
 - 3 高機能自閉症…知的発達の遅れを伴わない自閉症をいい、主な症状は、社会性や行動上の困難さである

現時点で把握される住民基本台帳に基づく未就学児童を含めた児童生徒数を推計すると、平成18年度9,319人が平成24年度には、8,390人に減少し、平成18年度と比べて9.97%の減少化傾向を示すものと捉えています。

学校教育の更なる充実を図るため、学校の統廃合も視野に入れた中で適正規模の確保について検討し、本市の教育制度のあり方を考えていかなければならないと考えています。

イ 学校施設の老朽化

昭和30年代を始めとする児童生徒の急増期に建てられた市内の小・中学校の多くにおいて、建築本体や電気・給排水設備等に老朽化が見られ施設面における教育環境の悪化が進んでいます。

このため、児童生徒にとって快適な教育環境の保持・充実を図るための大規模改修工事に膨大な事業費が必要となります。

ウ 学校施設の耐震化

本市の学校施設において、昭和56年以前の「旧耐震基準」で建築された学校は、小学校12校、中学校6校、幼稚園が1園あり、耐震診断の必要な棟数としては、97棟あります。

平成18年度文部科学省の「公立学校施設の耐震状況調査」によれば、全国平均の耐震化率は、54.7%、耐震診断率は67.9%であり、本市は耐震化率で36.8%、耐震診断率で7.3%にとどまっています。

このことから、本市では、今年度、診断の必要な学校、幼稚園の全ての棟数において耐震化優先度調査を実施したところです。

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場であり、また、災害時の地域住民の避難場所でもあることから、安全安心な施設整備の観点から計画的に耐震化を図る必要があります。

2 教育制度の検討

(1) 6・3制

児童生徒の心理的・生理的な成長について、男子の身長が最も伸びる時期が12～13歳に早まり、女子の平均既潮率が小学校6年生の50%に達しているとの報告があります。また、精神的にも小学校5年生になった途端に自尊感情の低下が急速に進むことが、他地域の調査から確認されています。この自尊感情の低下は思春期特有の現象です。さらに、前述したように「中1ギャップ」の現象も小学校5年生段階で兆候

が見られます。

これらのことから、児童生徒の心理的・生理的成長は小学校5年生を境に転換期を迎えるようになったと考えられます。そして、小学校5年生以降の児童生徒には、思春期特有の不安や悩みを持つ存在として捉え直す必要があります。ところが、現行の6・3制では、小学校5・6年生は「小学生」です。小学校段階では、必ずしもこのような発達の変化に十分な対応がなされているとは言えない現状にあります。そのことが児童生徒の学校不適応につながり、中学校入学という外部環境の変化により、「中1ギャップ」現象として現れてくると考えられます。

脳科学の知見でも、特定の領野が優位に発達する時期があり、小学校5・6年生では抽象的・論理的思考力が高まり、「どうしてその答えになるのか」、「なぜそうなっているのか」、ということに関心を持つようになると言われます。小学校4年生までは、反復学習によって知識や技能をしっかりと定着させる時期です。一方、小学校5年生から中学校にかけては、知識や技能を用いて、抽象的な概念を論理的に理解する力を磨く時期です。この時期の指導は、小学校から中学校にまたがるため、双方の教師が互いに協力しながらカリキュラムをつくるのが大切だと言われています。

結論的には、学校が直面している様々な今日的な課題を解決していくためには小学校5年生から中学校1年生の時期が大きなポイントであり、発達段階に応じた小・中9年間を見通したカリキュラムをつくるのが大切です。具体的には、小・中9年間を「4・3・2区分」、前期（小学校1年生～小学校4年生）、中期（小学校5年生～中学校1年生）、後期（中学校2年生～中学校3年生）に分けて、小中一貫教育を導入すべきであると考えます。

(2) 学期制

学力向上（学習時間増）につながる一つの方策として、2学期制を導入している市町村があります。新潟県でも平成19年度、小学校の約3割、中学校の約4割が2学期制を実施しています。

2学期制では、「教師の意識改革」や「教育活動の見直し」を図ることが可能となります。また、成績評価の回数を減らすことで「授業時数増」が生まれ、「学びの連続性」が意識され長期休業中の有効活用が図られたりするよさもあります。

しかし、児童生徒や保護者にこれまで通り3学期制を継続してほしいとの願いが強かったり、通知表による評価が減ることで中学校の定期テストの範囲が広がるのではないかの懸念があったりします。加えて、2学期制を導入した市町村からは、期待したほどの時数が増えないことや学力向上に直接反映しないといった意見も散見します。

本検討委員会では、現段階での基本的な考えとしては、現行の3学期制は、教員か

らの評価や定期テストの回数が確保されるので、地域や保護者からも理解を得やすいことや新潟県の季節・風土に合っていることから当分の間、継続実施していくという結論に至りました。しかし、課題の解決に向け、各学校において時数確保や学びの連続を工夫していくために、児童生徒の発達段階を考慮しつつ、週時数の見直しや長期休業の活用を図っていくことが大切であると考えられます。

(3) 学校選択制

国は、規制緩和の観点から学校選択の弾力化について、全国の市町村教育委員会に対してその弾力的な運用を促していることから、近年市町村教育委員会の中には、「学校選択制」として、保護者の選択により就学すべき学校の指定を行う取り組みも見られます。

このため、本検討委員会では、これからの三条市の教育のあり方について検討するに際して、この問題も不可避な検討課題であるとの認識のもと、「学校選択制実施の有効性の視点」からその是非について検討を行ったものです。

ア 学校選択制実施の有効性からの視点

(ア) 学校選択制の定義と種類

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができることが学校教育法施行規則第32条第1項で規定されています。

この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定することを学校選択制といい、「自由選択制」、「ブロック選択制」、「隣接区域選択制」、「特認校制」、「特定地域選択制」の5つのタイプに分類されます。

-
- 4 自由選択制…当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
 - 5 ブロック選択制…当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
 - 6 隣接区域選択制…従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
 - 7 特認校制…従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
 - 8 特定地域選択制…従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

(イ) 学校選択制のメリット・デメリット

学校選択制のメリットについては、「保護者の学校に対する関心が高まる」、「各学校が競争意識を持って、切磋琢磨する」、「学校の情報が外部に公開されるため、学校内にいい意味での緊張感ができる」などがあげられます。

また、デメリットとしては、「特定の学校に人気が集中し、学校間の格差が広がる」、「地域と保護者の連帯感が希薄化する懸念がある」、「選択肢数の不足により、風評に振り回される」などがあげられるところです。

(ウ) 公立小・中学校における学校選択制の実施状況

平成17年3月、文部科学省発表の「公立小・中学校における学校選択制の実施状況調査結果(H16.11月現在)」によれば、小学校8.8%(227自治体)、中学校11.1%(161自治体)の自治体で学校選択制が導入されており、全国的にみても、完全実施しているところは、極めて少ない状況にあります。

現在本市では、学校選択制は実施していないものの、学区外、区域外就学の承認基準により学校指定にかかる制度の弾力化により支障なく対応が図られていることから、あえて学校選択制を導入しなくても不都合がないものと考えています。

また、本市の地域性等を加味した場合、県内他市の事例から一番近い選択肢として「特認校制」が考えられますが、学校選択制を実施するに際してはメリット・デメリットを十分検討し、改めて議論する必要があるとの結論を得ました。

(エ) 三条市の基本的な考え方

就学校の変更及び区域外就学については、弾力的な現行制度の枠内で対処するものとし、また、学校選択制については、具体的な検討がなされ方向性が定まった後に、再度、実施の是非について検討を行うものとし、

9 学区外就学…市内の指定された就学校を変更して就学すること

10 区域外就学…他の市町村等の学校に就学すること

3 学校規模の適正化及び通学区のあり方

(1) 学校規模の適正化が必要な理由

現在、我が国の義務教育をめぐる状況には、様々な課題が指摘されており、特に、教育に対する信頼が揺らいでいることから学校教育力の強化が求められているところ
です。

また、全国的に少子化が進む中、本市においても児童生徒数が減少し、平成18年
5月1日現在、市立小学校全24校のうち15校が、中学校では、全9校のうち7校
が国の基準で示す12学級未満の適正規模に満たない学校となっており、本市の今後
における学校教育のあり方が問われているところです。

このことから、学校教育の更なる充実を図るため、現在直面している適正規模に満
たない学校をいかにして学校規模の適正化を図り、その通学区を実現させていくか
について、教育制度等専門部会並びに学校施設等専門部会の両部会においてそれぞれの
立場から検討を加えたところです。その結果、学校規模の適正化については、「子ども
の集団活動からの視点」、「教育活動からの視点」、「学校運営と教員配置からの視点」
の3つの視点から検討しなければならないとの結論を得ました。

ア 子どもの集団活動からの視点

学校で様々な個性を持った生徒同士、教職員との触れ合いを通して、相互に理解し、
相手を認め合うことの大切さを育てていくためには、小・中学校とも各学年でクラス
替えが可能となるよう1学年2学級以上の学級数が必要です。そうでないと、限られ
た人間関係の中で小・中9年間を過ごすこととなり、多様な関わりを通じて育まれる
社会性が身に付きにくくなるとともに、学年同士の中に向上心が育ちにくく切磋琢磨
に欠けた子どもたちが育つ可能性が高いものと捉えています。

このことから、「児童生徒、教職員間において多用な人間関係を育むことができる規
模」並びに「相互理解を深め、切磋琢磨しながら社会性が培われる規模」を有するこ
とが必要と考えます。

イ 教育活動からの視点

教育活動の視点から見ると、学校の小規模化によって、グループ学習や部活動、学
校行事など一定規模を前提とする教育活動が成立しない場合が出てくるため、集団に
よる学習効果を得ることができなくなるという現実があります。

例えば、問題解決的な学習で多様な考えや意見を出し合い、互いに学び合ったり、
運動会など集団で活動し、互いに認め合って向上していこうとする側面が疎外される
という教育上大きな問題があります。

このことから、「グループ学習や部活動、学校行事など、一定規模の教育活動が支障

なく成立する規模」が必要と考えます。

ウ 学校運営と教職員の配置からの視点

小学校で1学年1学級である場合、学級編制が変わらず児童生徒の人間関係が固定化され、学び合う授業の実施や人間関係力の育成にとって望ましい状況とは言えません。また、中学校においても、教科指導を充実させていくためには、教員が日常的に指導法を磨き合うことができるように、少なくとも5教科（国語、社会、数学、理科、英語）には複数の教員配置が望ましいと考えられます。

そこで、望ましい学級数や、それから算定される教職員数を確保する関係から、ある一定規模が保証されることが必要です。小学校の適正規模としては、全学年でクラス替えが可能で、かつ多様な学習方法や活動を行うためには全校12学級（各学年2学級）以上が必要です。中学校の適正規模としては、中学校においては教科に専門性があることから学習指導面において各教科の免許所有教員の配置と、5教科における教員が複数配置され、クラス替えも可能となる全校9学級（各学年3学級）以上が、望ましいと考えられます。

<適正規模>

本検討委員会では、(1)のアからウの3つの視点から小・中学校に分けて適正規模を検討し、望ましい規模を以下のように定めました。

【小学校】 12学級以上

【中学校】 9学級以上

※ 学校教育法施行規則第17条では、小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。中学校においても、同施行規則55条において小学校の規模を準用。

(2) 通学区域のありかた

平成19年5月1日現在、三条市の通学区の現状をみると、「三条市立学校通学区域規則」（平成17年5月1日教育委員会規則第14号）で規定した小学校24校、中学校9校をベースとした255通学区域（行政区）で構成されており、学区外・区域外就学についても基準に則り、弾力的な運営が図られているところです。

通学区は、学校の適正規模や通学距離等により決定される学校配置と相関関係を持っています。一般的に児童生徒が歩いて通学することを考えれば通学距離は短いほどよいといえますが、短ければ適正規模を確保することが難しくなる反面、適正規模を確保しようとする通学距離が長くなる可能性があります。

本市の場合、中山間地を持つ下田地域があることから学区域が比較的広く、統廃合

や学区修正を行うとその学区域はさらに広がることなどから、通学距離の基準は、国の基準に準ずることが妥当であり、国の基準（小学校概ね4 km以内、中学校概ね6 km以内）を超えるような場合にあっては、公共交通機関やスクールバスを利用するなど、児童生徒等の負担を考慮しながら検討を図ったところです。

本検討委員会は、以上のことから通学区について、以下の基本的な考え方をまとめたものです。

- ◇ 通学距離や通学時間によって児童生徒の教育環境に格差が生じないように配慮する。
- ◇ 統廃合、学区修正を行う際の通学距離、通学時間については、次のとおりとする。

- ・ 小学校……概ね4 km以内
- ・ 中学校……概ね6 km以内
- ・ 通学時間…概ね1時間程度を限度

国の基準通学距離は

小学校…概ね4 km以内

中学校…概ね6 km以内

<義務教育諸学校等の国庫負担等に
関する法律施行令による>

- ◇ 安全・安心な通学路の確保（通年、冬期間運行を含め）
 - ・ スクールバス、路線バス等の利用
- ◇ 遠距離通学者の保護者への負担軽減
 - ・ 三条市遠距離通学費補助金の利用

4 学校の建て替えと統合計画

(1) 教育制度からの視点

学校規模（小規模校、中規模校、大規模校）によって、教育活動を進める上でやりやすさ（メリット）ややりにくさ（デメリット）があります。具体的には、次のことなどが考えられます。

1学級の人数が少ない学級では、児童生徒が活躍する場も多く、児童生徒の行動にも目が行き届くなどのよさがあります。

しかし、1学年1学級の小学校では、6年間を通して学級編制が行われず人間関係が固定しがちになります。

また、中学校の小規模校では、教職員の数が少ないため生徒の希望する部活動ができないなどの状況があります。他にも、同じ教科に複数の教師がいないために、日常的に授業準備の協力をしたり、指導力を高め合ったりすることができません。

各学校では、メリットを生かしながらデメリットを克服しようと工夫しています。

しかし、今後の児童生徒数の推移を考えると各学校の工夫だけではデメリットの解消が難しくなることが予想されます。

基本的には将来を見通して、望ましい学級数や、それから算定される教職員数を確保する関係から、ある一定規模が保証されることが必要です。小学校の適正規模としては、全学年でクラス替えが可能で、かつ多様な学習方法や活動を行うためには全校12学級（各学年2学級）以上が、中学校の適正規模としては、中学校においてはほとんどの教科で複数の教師が配置される全校9学級（各学年3学級）以上が望ましい規模と考えられます。

(2) 子どものための学習環境整備の視点

全国的な課題である学校施設の老朽化については、本市においても例外ではなく、また、少子化による児童生徒数の減少により適正規模に満たない学校が増え、学校運営に支障をきたす場合も出てきている状況にあります。

昭和30年代を始めとする児童生徒の急増期に建てられた旧三条地区等の小・中学校の多くにおいて、建築本体や電気・給排水設備等に老朽化が見られるとともに耐震化が遅れ、教育環境の悪化が進んでいます。

このような現状と課題については、本報告書の3、4ページに記述されている1-「三条市の学校教育を取り巻く現状と課題」の(3)「学校の適正規模や施設整備の現状」における、ア「児童・生徒数の減少」、イ「学校施設の老朽化」、ウ「学校施設の耐震化」でも触れたところです。

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場であるとともに、災害時の避難場所として、また、地域コミュニティの核としての使命を担っています。

老朽化が進む学校施設の維持管理には、膨大な予算がかかりますが、施設の整備に当たっては、後述する小中一貫教育の実現を前提とした学校適正規模の確保に併せて、施設の老朽化等の現状を踏まえ、安全確保のために必要な整備として、耐震化や大規模改修等を計画的に進め、三条市が目指す学校教育の実現を図る必要があります。

5 まとめ

(1) 6・3制から4・3・2区分による小中一貫教育の導入

学力向上や生徒指導の充実など様々な今日的な課題を解決するためには、これまでの取組を見直す必要があります。効果的な取組を進めるためには、幼稚園・保育所（園）から高校まで一貫した教育が大切です。特に幼稚園・保育所（園）から小学校、小学校から中学校へのスムーズな移行は、幼児・児童・生徒の心身の発達の変化を考慮した見通しのある連続性を確保することが求められます。

そこで、三条市では、まずは小中一貫教育を導入し、6・3制を弾力化し、9年間で4・3・2の3つに区分し、小学校と中学校との教育課程の連続を図り、児童生徒の心身の発達に応じた教育を行うことが適切であるとの結論に至りました。

さらに、これまで以上に教職員の協働性を高め9年間を見通した教育活動を展開しなければなりません。そのためには、教職員の意識改革を図り、小・中の教職員における意識の違いから生まれる教科指導の進め方や生徒指導等の課題が解決に向かうようにしていくことが大切です。しかし、現行の制度のまま教職員の意識改革を進めようとしてもうまくいきません。ハード（6・3制→4・3・2区分）を変えて、ソフト（教師の意識改革）を変えやすくすることも重要であると考えています。

(2) 三条市における小中一貫教育の概要

ア 「4・3・2区分」と一部教科担任制の導入

学習指導要領の内容に基づきながら、小・中9年間で「4・3・2区分」、前期（小学校1年生～小学校4年生）を基礎充実期、中期（小学校5年生～中学校1年生）を活用期、後期（中学校2年生～中学校3年生）を発展期として、小中一貫カリキュラムを編成し、実施することが大切だと考えられます。

基礎充実期である前期は、学習規律や基礎的・基本的な知識や技能をくり返し指導し、習熟を図ること、活用期である中期は、身に付けたことを活用して、論理的思考力の育成を図ることを重視すること、発展期である後期は、身に付けたことを発展させ、自ら課題を見つけ、それを解決する力の育成を重視することが求められます。

また、従来通り前期は学級担任制、中学校では教科担任制を採りますが、中期の小学校5・6年生に一部教科担任制を導入することが考えられます。そのためには、小・中学校の校舎の利用方策を検討し、学び方や学ぶスピードを考慮した小・中学校間のより円滑な接続を目指していくことが必要です。（図1参照）

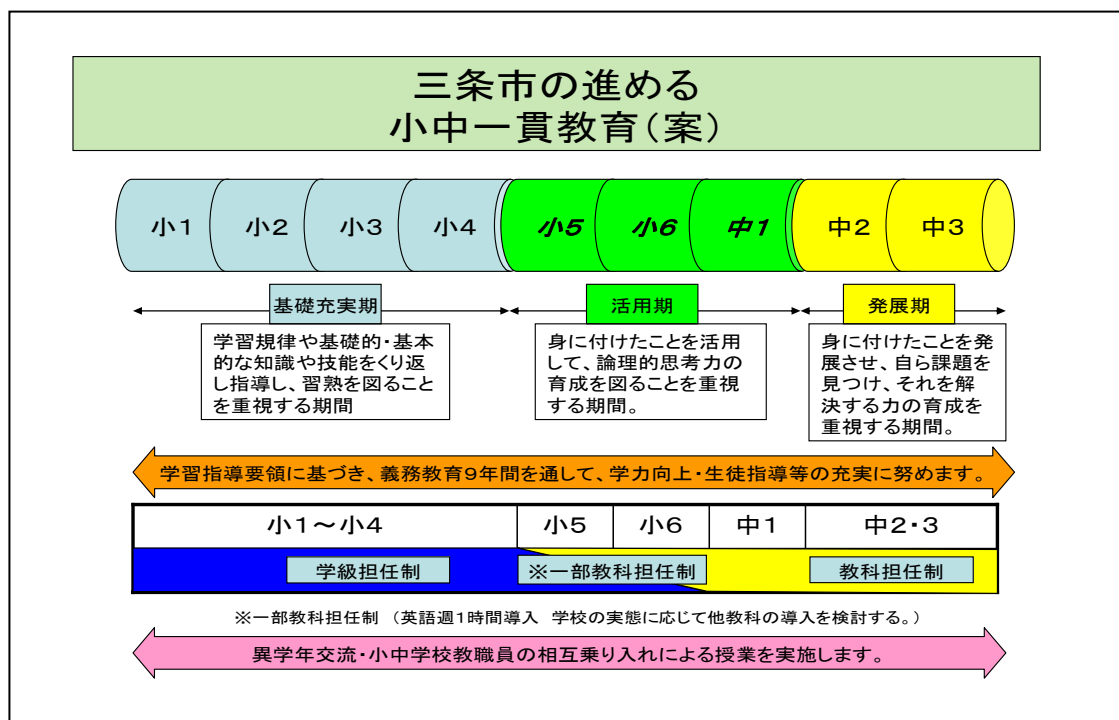


図1 三条市が進める小中一貫教育(案)

イ 学力向上の取組

小・中9年間を見通した取組を実施し、学力向上を図っていくことが重要です。具体的には、

- ・基礎的・基本的事項を土台に自ら学ぶ学習の展開
- ・全学年で補充学習と発展学習の実施
- ・小学校5・6年生で一部教科担任制・週1時間の英語教育の実施
- ・体験的な学習やキャリア教育(児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育)の充実

などの取組により、学力検査の全体数値の向上(5段階評価の4・5の児童生徒の増加、1・2の児童生徒の減少)と基礎・基本を定着させ、自ら学び自ら考える力の育成を目指していく必要があります。

ウ 生徒指導の充実

発達段階を踏まえた9年間の計画的かつ継続的な生徒指導を行うことが重要です。具体的には、

- ・縦割り班活動(いろいろな学年の児童生徒が一緒になって班をつくって活動すること)・異学年交流(違う学年の児童生徒と一緒に活動すること)、部活動交流等の小・中学生の継続的な交流の実施

- ・小・中9年間の人間関係力育成プログラムの作成

- ・学校・保護者・地域の一体感のある健全育成

などの取組により、児童生徒の自己肯定感・自己有用感の向上や基本的な生活習慣の改善を図り、いじめ・不登校の減少など、心の発達により効果を現れるように努める必要があります。

エ 地域学習の充実

三条市の教育資源を活かした系統的な地域学習を展開することが重要です。具体的には、

- ・三条市の暮らしの変遷を学ぶ学習の実施

- ・地域の教育資源を生かした系統的な学習の推進

- ・ものづくり教育や科学教育推進事業の成果拡大

などの取組により、児童生徒の「文化」「歴史」「自然」「ものづくり」、「科学」に対する興味・関心が高まるとともに三条のよさを知り、自分の将来に夢や希望をもち三条に愛着と誇りをもてるようになってほしいと願っています。

そのためには、各学校は地域の拠り所として地域に開かれた学校づくりを進め、地域とのつながりを強めながら、地域の力を借りて学校教育を進めていくことが求められます。

オ 教職員の意識改革

小・中の教職員における意識の違いから生まれる教科指導の進め方や生徒指導等の課題が解決に向かうと考えられます。具体的には、

- ・小中一貫リーダー（中学校区全体の小中一貫教育の推進役）の指名＜各中学校区2名＞

- ・小中一貫コーディネーター（各学校の小中一貫教育の推進役）の指名＜各小中学校＞

- ・小中交流授業の実施

- ・中学校区単位での学習指導、生徒指導等の充実

- ・小中教員が協力したT・T授業の実施

などの取組により、小中教職員の協働意識を高め、9年間を見通した発達段階を踏まえた系統的な指導を行うことが重要です。

カ 小中一貫教育実施までの計画

小中一貫教育を本市の全中学校区で実施するためには、年次計画を作成しソフト面・ハード面の整備を進めていく必要があります。まずは、小中一貫教育モデル校を

指定し、小中一貫教育を本市で実施する上での成果や課題を明らかにしながらモデルプランを作成するなどの準備を進めることは欠かせません。

具体的には、第一中学校区と第三中学校区の学校をモデル校に指定することが考えられます。

まず、第一中学校区は校舎に老朽化が見られる学校が多く、近い将来には校舎の建て替えが必要とされています。校舎の建て替えを機に、三条市の理想とする教育を目指した一体型（図2参照）の小中一貫教育を始めることが考えられます。そのためには、第一中学校と第一中学校区のいくつかの小学校をモデル校に指定し、一体型の小中一貫教育を目指して準備を進めていく必要があります。

また、第三中学校区は、中学校を中心として3つの小学校が比較的近くにあり連携のとりやすい条件にあります。第一中学校区を除く他の地域では当分の間は既存の学校施設を使った小中一貫教育を推進することが適当と考えられることから、併用型や連携型（図2参照）のモデル校として準備を進めていく必要があります。

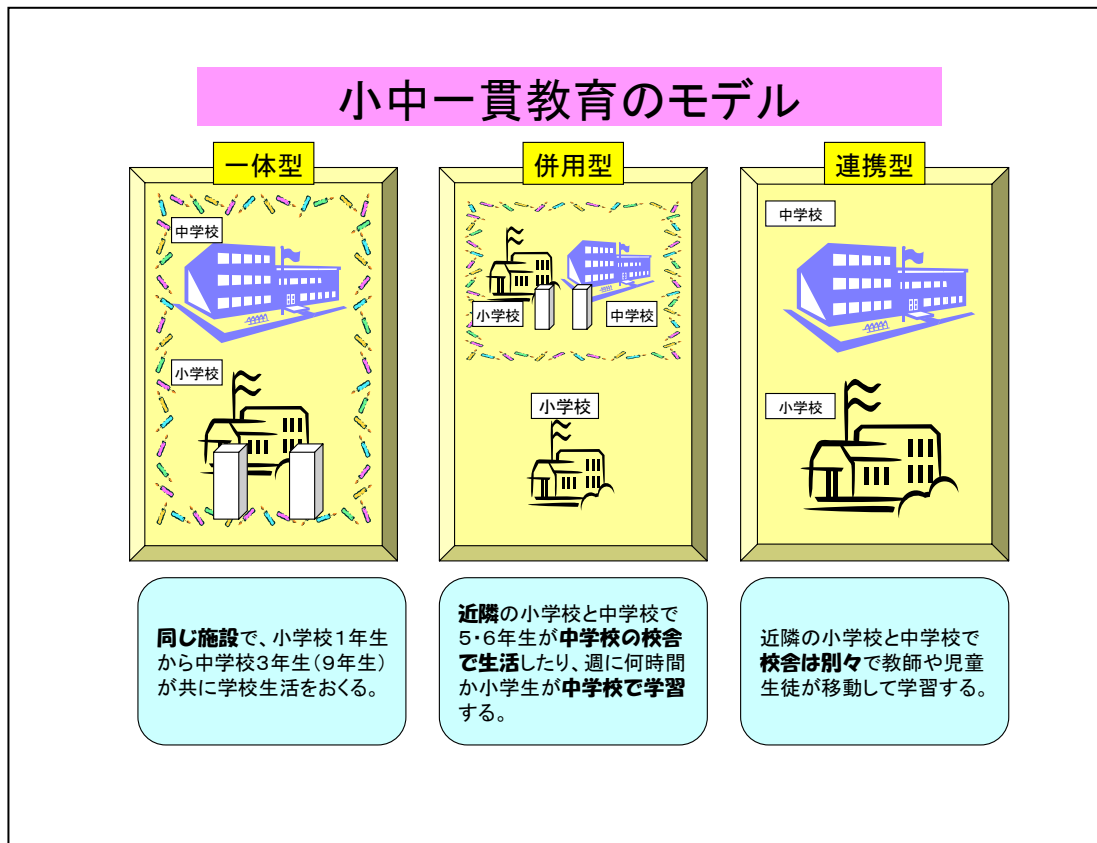


図2 小中一貫教育の3つのモデル

また、主な計画として以下のように（図3参照）準備を進めていくことが必要だと考えられます。

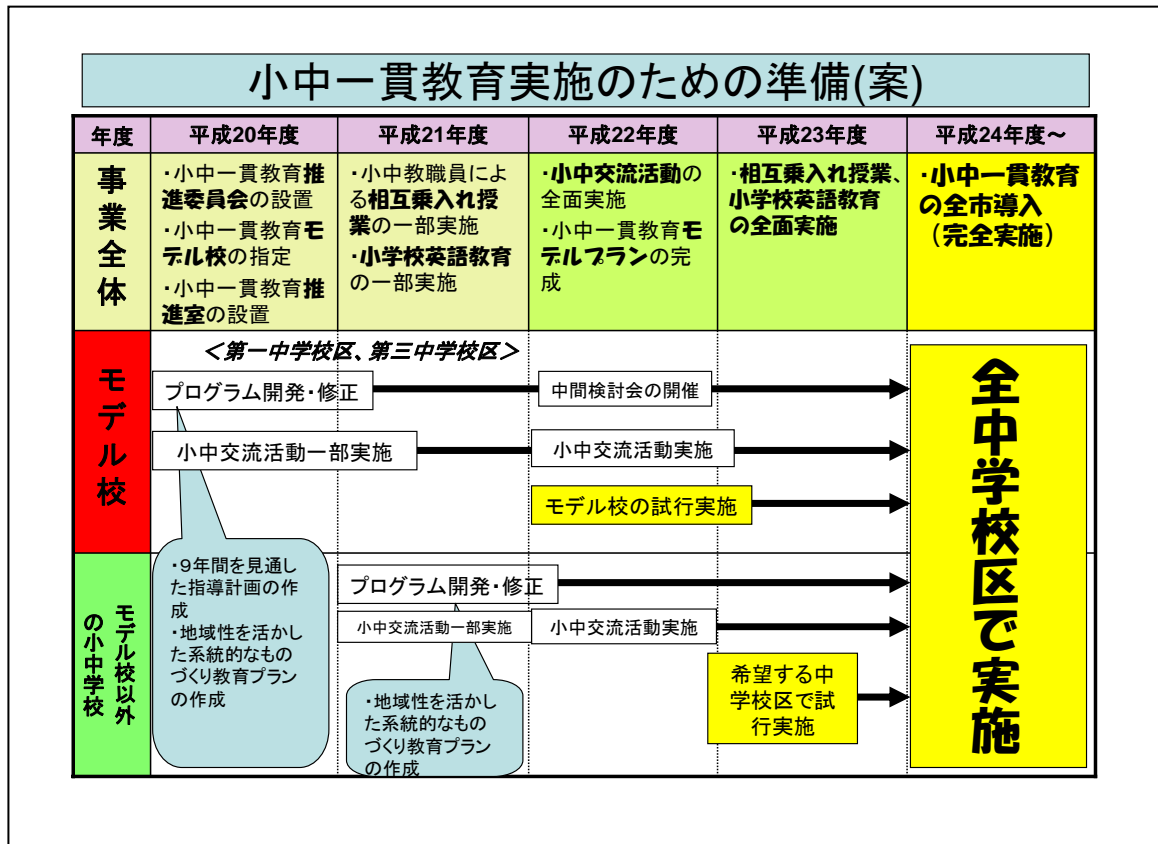


図3 小中一貫教育実施のための準備計画

6 最終報告に向けて

(1) 国の動向を踏まえた検討

現在、「社会総がかりで教育再生を」というスローガンのもとに教育再生会議が行われています。また、文部科学省では中央教育審議会の専門部会において、次期学習指導要領について改定内容の審議を重ねています。詳細は明らかにされていませんが、現行に比べ、主要教科では授業時数増、総合的な学習の時間では授業時数減、小学校に新たに英語活動の導入等が検討されています。

今後、出される教育再生会議第三次報告、中央教育審議会の答申、次期学習指導要領等を踏まえた検討も必要であると考えています。

(2) 幼稚園・保育所（園）と小学校との連携について

本検討委員会では、基本的な生活習慣を身につけないまま入学する子どもたちによって集団生活が成立せず、授業が成立しないいわゆる「小1プロブレム」の問題を含めた幼稚園・保育所（園）から小学校へのスムーズな移行も大きな課題となりました。

今後の検討において、幼稚園・保育所（園）から高校までの一貫した教育を行うなかで、最初のステップとなる幼稚園・保育所（園）から小学校への移行にあたって、どのように幼稚園・保育所（園）と小学校との連携を強化すればよいかについてより詳細な検討をしていく必要があると考えています。

(3) 学校の適正規模や施設整備・統廃合に関すること

本検討委員会では、児童生徒にとって学力や学習意欲の向上を図る等のため、望ましい学習環境はどうあればいいのかを安全・安心な学校施設との関連の中で捉えることを基本とし、何よりもまず小中一貫教育の実現を最優先する中で、三条市に最も相応しい具体的な方策について議論を深めていくものです。

教育制度等検討委員会専門部会での協議資料

- ・ 教育制度等専門部会 第1回～第3回
- ・ 学校施設等専門部会 第1回～第2回